

議案第12号

みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業を教育委員会で所管することとなったため
必要があるからである。

みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

みよし市放課後児童クラブ条例（平成30年みよし市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「市」に改める。

第4条中「市長は」を「教育委員会は」に、「市長が規則」を「教育委員会規則」に改める。

第5条第3項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第6条中「保護者」の次に「(当該児童の同居の祖父母を含む。以下同じ。)」を加え、「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第7条中「規則」を「教育委員会規則」に、「市長」を「教育委員会」に改める。

第8条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第9条中「市長」を「教育委員会」に、「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第10条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第12条中「規則で」を「別に」に改める。

第13条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前のみよし市放課後児童クラブ条例の規定に基づいて入所の承諾又は不承諾を受けた者は、改正後のみよし市放課後児童クラブ条例の規定に基づいて入所の承諾又は不承諾を受けたものとみなす。

みよし市放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第3条 <u>市</u>は、放課後児童健全育成事業を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、別表第1に定める放課後児童クラブ専用施設（以下「専用施設」という。）を設置する。</p> <p>(実施場所)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、放課後児童健全育成事業を実施するため、前条の専用施設のほか、<u>教育委員会規則</u>で定める場所に放課後児童クラブを開設するものとする。</p> <p>(休所日及び開所時間)</p> <p>第5条 1及び2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、放課後児童クラブの休所日又は開所時間を変更することができる。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第6条 放課後児童クラブに入所することができる者は、市内の小学校に就学している児童であって、その保護者(当該児童の同居の祖父母を含む。以下同じ。)が労働等により昼間家庭にいないことが常態となっているものその他<u>教育委員会規則</u>で定めるものとする。</p> <p>(入所の申請)</p> <p>第7条 放課後児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、次の各号に掲げる利用区分の別に、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、あらかじめ<u>教育委員会</u>に申請し、承諾を受けなければならない。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(入所の不承諾)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、放課後児童クラブに入所しようとする児童又はその保護者が次のいずれかに該当するときは、放課後児童クラブの入所を不承諾とするものとする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第9条 第7条の規定に基づいて放課後児童クラブの入所を申請し、<u>教育委員会</u>から承諾を受けた児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、申請した内容に変更があったときは、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(入所の取消し等)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、入所児童又はその保護者が次のいずれかに該当するときは、放課後児童クラブの入所を取り消し、又は中止を命ずることができる。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(減免)</p> <p>第12条 市長は、経済的理由又は災害その他の特別の理由により保護者負担金の納入が困難であると認めるときは、<u>別に定めるところ</u>により保護者負担金を免除することができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、放課後児童健全育成事業を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、別表第1に定める放課後児童クラブ専用施設（以下「専用施設」という。）を設置する。</p> <p>(実施場所)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、放課後児童健全育成事業を実施するため、前条の専用施設のほか、<u>市長が規則</u>で定める場所に放課後児童クラブを開設するものとする。</p> <p>(休所日及び開所時間)</p> <p>第5条 1及び2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、放課後児童クラブの休所日又は開所時間を変更することができる。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第6条 放課後児童クラブに入所することができる者は、市内の小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないことが常態となっているものその他<u>規則</u>で定めるものとする。</p> <p>(入所の申請)</p> <p>第7条 放課後児童クラブに入所しようとする児童の保護者は、次の各号に掲げる利用区分の別に、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ<u>市長</u>に申請し、承諾を受けなければならない。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(入所の不承諾)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、放課後児童クラブに入所しようとする児童又はその保護者が次のいずれかに該当するときは、放課後児童クラブの入所を不承諾とするものとする。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第9条 第7条の規定に基づいて放課後児童クラブの入所を申請し、<u>市長</u>から承諾を受けた児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、申請した内容に変更があったときは、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(入所の取消し等)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、入所児童又はその保護者が次のいずれかに該当するときは、放課後児童クラブの入所を取り消し、又は中止を命ずることができる。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>(減免)</p> <p>第12条 市長は、経済的理由又は災害その他の特別の理由により保護者負担金の納入が困難であると認めるときは、<u>規則</u>で定めるところにより保護者負担金を免除することができる。</p> <p>(委任)</p>

みよし市放課後児童クラブ条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。